

平成30年度 障がい者関係団体との意見交換会提出項目(第2分科会)

団体名	NO	意見要望		回答	担当室課等
		事項	内容		
1 岩手県こども支援の会	1	通級指導教室への教員配置と教育の充実について	本県の通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそつて整備し、通級指導の相談、支援体制の一環として設置していくものであります。今後とも国の方針に沿った形で進めたいと考えております。	新規 継続	担当室課等 の別
	2	幼児のための教室設置と教育の充実について	現在、幼児のための教室が設置されている市町村では、早期発見・早期指導による指導の効果が上がっていますが、担当者との面談等によるよう、できるだけ早く取り組んでもいい子育てにもつながっています。設置市町村は徐々に増えています。現在では13市3町の設置に留まり、半数以上の市町村が未設置となっています。幼児教室設置市町村は、設置効果を示設置の市町村にご紹介いただき、幼児教室の設置が促進されるよう、引き続き支援をお願いします。	継続	学校教育課 (教職員課)
	3	巡回指導について	巡回指導の重要性は益々高まっております。市町村併せて、通級範囲が広くなる事や、自立支援の増加等により、巡回指導を受けられない状況が増えております。担当教員等に学校を巡回して指導いたくことにより、保護者の迷惑の負担が解消されることや、子どもの所の所長の連絡指導教室の指導時間が少くなる事もありました。しかし、担当教員の専門性や指導力と並んで、担当教員の適正な配置をお願いします。また、親の会でも巡回指導専用の指導係を作成して活用いただいています。巡回先校への他の教材の持ち運びには限りがあるようですが、巡回指導への他の教材等、教育環境の整備をお願いします。	継続	学校教育課
	4	特別支援教育に関する担当教員の更なる研修について	子どもたちのニーズが多様化している現状に対応できるように、担当教員の専門性や指導力を高めるための研修の準備と充実をお願いします。また、特別支援教育への理解と適切な指導、支援がさらに充実するよう、全教職員対象の研修が一層図られるようにお願いします。	新規 継続	学校教育課
	5	きこえどこどもの教室の環境整備について	きこえどこどもの教室の環境と設備の配慮をお願いします。特に、デジタル補聴システム(ロジャーやタブレット等)の子どもの必要性に応じた設備の充実をお願いします。	新規 継続	学校教育課
	6	幼稚園・保育園の先生、保健師の方々のための研修講座の充実について	教育相談の大半は幼児の相談です。健診時の早期発見は、早期の支援につながります。毎年、幼稚園・保育園の先生方、保健師の方々を対象とした「幼児期の言語教育研修講座」を開催しておりますが、参加者的人数は年々増えています。今年度は、100名を超える参加がありました。幼児期のことばの発達についての知識や幼児教室の充実を図るために、この研修会のニーズは、今後も続くものと考えております。現在の(幼児のための教室)とともに、子どもたちの成長に合わせて必要とされいい「きこえどこの教室」の周知と運営、推進について、今後もご支援をお願いします。	新規 継続	学校教育課 障がい保健福祉課
	7	障がい者手帳が交付されない「難聴」や「吃音」等の子ども達の方について、早い段階から情報収集と就労までの環境の充実をお願いします。軽度・中等度難聴児への、補聴器購入の公費による助成を今後も対応していただけます。これまでに貢献した高齢者手帳による助成をお願いします。	障がいに係る手帳を有していない生徒や難聴、吃音の生徒の就労については、在籍している高齢者手帳、特別支援学校において、本人及び保護者の希望を把握し、園城ネットワーク会議等を通じて関係機関と連携して、支援を行って参ります。	新規 継続	学校教育課

団体名	NO	事項	意見要望		担当室課等
			内容	回答	
4 岩手県自閉症協会	1	障害の重い自閉症の方が利用施設と望ましい理解と支援について生活介護事業所の不足<強度行動障害の予防と対応>	「職場体験実習には行っているのですが、定員を超えていて、その事業所の利用は出来ないと言っています。卒業後に行く当方がなく不安です。」このような保護者の声が大変多いです。自閉症の子どもにも限らず、重い障害を抱える子供たちやその保護者にとって、重い障害を抱いて、何年も前から度の障害のあることですが、近年特に重なっています。特に重く言われてきていることでも、岩手県自閉症協会では、そのような問題を少しでも解消すべく“生活介護事業所”的設立を考えていますが、市町村において「所有の土地や建物を貸与することは難しい。「市街化調整等の縛りがあり福祉の事業所等は新たに建てられない。」等の回答があります。さらに、「生活介護事業所」を開設運営するためには、職員配置や運営規定期間等々様々な問題があります。県や市町村の施策において、そのような取り組みをしようとしている団体等に対しての何らかの具体的な支援がなされることは望みます。	生稻介護については、障がい福祉計画で定めたサービス見込量に対して不足している状況にあると認識しております。このため、県では、生活介護事業所の整備に対する補助を行うとともに、市町村と連携して身近なところで必要なサービスを提供できるよう体制の整備・確保に向け取り組んで参ります。	新規 障がい保健福祉課
5 岩手県重症心身障害児(者)を守る会	1	身近な地域で暮らし続けるための支援体制の整備について	国立病院機構盛岡病院の療養介護病棟開設に關し、今後の支援体制の具体的な施策を示して頂きたい。	国立病院機構盛岡病院による重症心身障害児(者)を受け入れる療養介護事業が平成31年4月から開始されることに伴い、県では、今年度、病棟改修等経費への補助を行なうとしています。また、同機構及び盛岡病院との開設に向けた協議、調整を継続して行っています。	新規 障がい保健福祉課
	2 医療施設(県立病院等)へのスタッフの充実について	医療的ケアを要する患者が生活介護等日々中サービスを利用する際の障害福祉サービス等報酬が充分ではない状況です。医療の必要度に応じた障がい程度区分の見直し及び医療的ケアの加算額の引き上げを国に要望して頂きました。	障害支援区分を決定する調査項目(80項目)の中で、点滴管理やレスピレーターなど「特別な医療」に開設する項目(12項目)の状況を確認し、障害支援区分を決定していますが、障害支援区分は国が内容等を決定しているから、今後の制度見直しなどの国の動向を把握しながら、必要な要素等を算出していく必要があります。また、平成30年4月からの報酬改定において、医療的ケアに係る算出の創設などを見直しが行われたところですが、県としては、引き続き、国に対し、医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)に係る報酬単価の引上げなど、安定的な障害福祉サービスの提供のため適切な水準の報酬設定をするよう要望していきます。	新規 障がい保健福祉課	
		医師、看護師、リハビリ等の専門スタッフがかなねてより不足していますので、確保に向けて対策をお願いしたい。	本県では、医師、看護師が依然として不足しているため、医師確保対策アクションプラン及び看護職員確保対策アクションプランに基づき、修学資金の貸与や准学セミナー、各種研修会の開催等、医師、看護師の確保と県内定着に向け、取組を行っています。又、医療労務環境改善支援センターによる働きやすい環境づくり支援等により、医療従事者の定着に向けた取り組みを行っています。今後も継続して取組を進め、医療従事者の確保、定着に努めています。	新規 医療政策室	

団体名	NO	意見要望		回答	新規 継続 の別	担当室課等
		事項	内容			
8 特定非常利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	1 家族による家族相談体制の確立	現状では、家族が相談できる場所は少なくありません。そこで同じ立場である家族が相談技術を身に着け、相談対応ができるようになりますが、精神障害のある本人を抱えたばかりの家族にとって重要な支えとなります。	県及び市町村は、精神保健福祉法に基づき、精神保健福祉法に基づくことができるところでは、「社会的信頼がある、身体障害者相談員」について、「社会的信頼がある、身体障害者（知的障害者の更生支援に熟練と見識を持つ者）」については、「社会的信頼がある、身体障害者（知的障害者など身近な支援者が相談員になることができる制度）」となっています。	県及び市町村は、精神保健福祉法に基づくところでも同様の制度を創設することが望まれるため、精神障がい者への相談支援につけても同様の制度を創設するよう要望しています。	新規	障がい・保健福祉課
	2 福祉医療制度の拡充(障害年金2級3級受給者にも福祉医療費助成を)	他障害と同様に、全県で他診療科においても障がい者医療費の助成を求めます。現在、福祉医療制度は障害等級1級にのみ適用です。他の障害と異なり、精神障害者は1・2級に大きな差ではなく、病気の併発も多くられます。(多くの障害者は就労が困難なため体調が悪くなつてもそのまま放置してしまい、健康障害を併発しています。)精神障がい者の就労が進んでいるとはいっても、わずかが年金で暮らしているのが実態です。	県の基準においては、障害基礎年金1級を受給している方を対象としていますが、市町村の基準においては、障害基礎年金1級を受給している場合があり八幡平市、葛巻町、岩手町においては、障害基礎年金2級を受給している方についても、重度心身障がい者医療費助成の対象としています。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。	継続	健康国保課
9 岩手県知的障害者協会	意見なし	奈良県では全県1・2級が同時に認められています。				
10 岩手県群馬県父母の会	1					

団体名	NO	事項	意見要望		担当室課等
			回答	新規 避難 の別	
12 一般社団法人 岩手県手をつなぐ育成会	2	1 障がい者の福利擁護について	障害者虐待防止法、障害者差別解消法、岩手県の「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県条例」について、認知度はまだ低いと思われるところから、当事者はじめ一般の方々への周知と理解啓発に努めていたきたい。また、権利擁護のために必要な方に成年後見制度の利用の促進を図っていただきたい。	障がい保健福祉課	新規
	2 障がいのある方たちの災害対応について	「障がいのある方たちの災害対応のできぎき」が配布されておりますが、当事者や親の会等に対して啓発普及に努めたいだときたい。 また、地域全体で災害時ににおける障がい者等への避難支援のあり方も含め、減災への意識啓発が図られるよう働きかけていただきたい。 ・要援護者名簿登録制度の周知	市町村担当者が研修等の機会を捉えて、災害時の対応について理解を深めていただき、市町村から当事者や保護者及び支援者等に幅広く周知等の協力をいたただけるよう努めます。	障がい保健福祉課	新規
	3 緊急時対応を含めた24時間365日の支援システムの創設について	障がい者が地域の中で自立して生活していくことは、彼らや私達の願いであります。そのための計画相談、自立支援プログラムの充実をはじめ、地域による安否確認システムやシルバーメイトのような見守り体制整備や緊急時対応を含めた24時間365日の支援システムの構築を図っていただきたい。	市町村による福祉避難所の指定・協定締結数は、平成30年5月現在で31市町村、360施設となっています。 避難行動要支援者名簿については、全市町村で作成済となっていることから、今後、名簿の定期的な更新及び追加について行いくよう、市町村に対し、会議、研修会等の機会を通じて、引き続き働きかけていきます。	地域福祉課	新規
	4 グループホーム等の整備・拡充について	親の高齢に伴い障がい当事者の在宅での生活困難が現実どなつております。住み慣れた地域で暮らしていくためのグループホーム等の整備拡充を図っていただきたい。	第5回障がい福祉計画において、全市町村に1つ以上、緊急時の迅速・的確な相談支援の実施や短期入所を活用し、地域における生活の安心感を担保する地域生活支援拠点を整備することとしております。この拠点の機能として地域の体制づくりも含め、含めておりますので、計画が実現できるよう市町村と連携して体制整備に向け取り組んで参ります。	障がい保健福祉課	新規
	5 強度行動障がい者に対する入所の受け入れについて	強度行動障がい者等で、家庭において親の高齢と共に支障が見られる家庭も存在している現実があります。入所を希望しても事業所では障がい者の受け入れに難色を示している例が見られます。やむを得ず入所を希望する本人、家族については事故、事件が起きる前に受け入れを可能としていただときたい。	グループホームに於いては、障がい福祉計画において、地域の実情やニーズ等を踏まえて設定したサービス見込み量に対して不足している状況にあります。 このため、県では、グループホームの整備にあたって補助を行うとともに、市町村と連携して、身近なところで必要なサービスを提供できるような体制の整備・確保に向け取り組んで参ります。	障がい保健福祉課	新規
	6 地域生活支援拠点の整備の促進について	国の目標では、平成32年度末までに市町村又は障がい福祉団体に一つ以上整備することとされたが、県内には現在まだないことから、早急に、また、しっかりと機能するものとして推し進めいただきたい。	県では平成27年度より強度行動障害支援者養成研修を実施し、これまでに延べ基礎研修294名、実践研修140名が終了しております。 今年度においても同様に基礎研修、実践研修を実施する予定であり、強度行動障害を有する方への支援が可能な職員を増やすことで、受入可能な事業所が増えるよう、引き続き取り組みを継続します。	障がい保健福祉課	新規
	7 全身麻酔治療等の可能な歯科の整備について	全国のくわんぐの盛岡市に2ヶ所あるので、予約も取りづらく、医療や沿岸等の他地区からは遠く、障がい者本人や家族、支障者にとっても負担などないため、他団体での治療が可能となるように地域格差のない整備を進めました。	今年度、厚生労働省から講師を招いて行う研修などを通じて地域生活支援拠点の先進事例に係る情報提供や団体間の情報交換などをを行い、計画が実現できるよう市町村に対する必要な支援に努めます。	障がい保健福祉課	新規
		現在、全身麻酔治療等の可能な歯科は、岩手医科大学附属病院にあります。うちのくわんぐの盛岡市に2ヶ所あるので、予約も取りづらく、医療や沿岸等の他地区からは遠く、障がい者本人や家族、支障者にとっても負担などないため、他団体での治療が可能となるように地域格差のない整備を進めました。	障がい者歯科治療につけては、障がい者がリスクに応じて適切かつ円滑に歯科治療を受けられる体制の整備が重要であり、岩手医科大学において歯科医療を提供できる体制の確立を図ることとして、各地域に中核として、各地区に委託して、県内歯科医師会に委託して、県内歯科医師会に委託して、各地区に連携し、障がい者歯科医師を对象とした研修会を開催しており、今後とも関係団体等と連携し、障がい者歯科医療提供体制の充実に努めています。	医療政策室	新規

団体名	NO	事項	意見要望 内容	回答	
				新規 継続 の別	担当室課等
8 障がいの多様化に伴い学校教育における教員の障がいについての理解の促進とスキルの向上について	障がいの多様化により、支援学級や支援学校はもとより、普通学級にも様々な教員が対応に苦慮している状況が見られます。そこで、教員の障がいについての正しい理解と支援のあり方等についての向上を図って教育の向上を図っていただきたい。	障がいのある方がある程度の施設により、心身障がい児童生徒が著しく、教員が対応に苦慮している状況が見られます。そこで、教員の障がいについての正しい理解と支援のあり方等についての向上を図って研修を増やし、スキルの向上を図っていただきたい。	県教育委員会では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種の教員に対し、特別支援教育に関する研修を進めています。今後、より研修のニーズを図っていくために、内容や方法の工夫を取りながら継続して取り組み、専門性の向上を図ってまいります。	新規	学校教育課
9 医療的ケアが必要な児童・生徒の身近な地域での就学について	障がいの有無にかかわらず、一人の子どもとして、身近な地域で就学することが基本です。障害者差別解消法の施行により、心身障がい児童等医療的ケアが必要な児童・生徒に対して「合理的配慮」の努力と、できない場合でも保護者へ丁寧に説明し合意を得て、教育を受ける権利を保障することが重要です。丁寧な状況を見れば、自治体によっては幼稚園等の入園申込に対して合理的配慮努力の前に専門機関による判断や「看護師の配置が無い」ということから、障害者差別解消法及び同法に関する文部科学省の対応指針の趣旨等について、教育関係者に周知徹底を図られるとともに、巡回看護師の設置等の合理的配慮をご検討いただき、医療的ケアが必要な児童・生徒が身近な地域で就学できるようにしていただきたい。	障がいの有無にかかわらず、一人の子どもとして、身近な地域で就学することが基本です。障害者差別解消法の施行において、心身障がい児童等医療的ケアが必要な児童・生徒に対して「合理的配慮」の努力と、できない場合でも保護者へ丁寧に説明し合意を得て、教育を受ける権利を保障することが重要です。丁寧な状況を見れば、自治体によっては幼稚園等の入園申込に対して合理的配慮努力の前に専門機関による判断や「看護師の配置が無い」ということがあります。	障害者差別解消法及び対応指針についてでは、施行された平成28年以降、継続的に教職員等の研修や会議の場において、周知を図っています。今後も、各市町村教育委員会の歴史支援担当者を対象とした研修の中で、具体的な進め方を取り上げて説明をしてまいります。	新規	学校教育課
13 岩手青空の会	1 共生社会の実現	私たちを理解し、尊重される社会にしてほしい。	県では、平成22年に障がいのある人も共に生きる岩手県づくり条例を策定し、障がいのある人と互いに権利を尊重し合いながら共に学びお互いに成長することを目的に、障がいです。今後も、県民の障がいについての理解や条例の周知が図られるよう努めて参ります。	新規	障がい保健福祉課
2 居住の場の自由な選択と生活可能なサービスの確保	安心して私たちが望むかところで暮らせるようにしてほしい。	障害者総合支援法では、「全ての国民は、どこで誰と生活するかにについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共同で生活することを妨げられない」と規定します。こうした考え方では、障がい福祉サービス事業者向け研修など、さまざまな機会を捉え広く周知に努めてまいりたいと考えております。	新規	障がい保健福祉課	
3 意思の疎通によるサービスの決定	私たちのことを決めるときは、必ず私たちを入れて決めてほしい。特に、支援する人にとって本人の間に、内容をチェックする機能があればいい。ごり押しをしないでほしい。	障害者総合支援法では、「障害者が自己決定の尊重に基づく行動すること、事業者に対する障害者の意思決定の支援に配慮すること、障害者が自己決定のための意思決定支援ガイドライン」が公表されておりました。上記ガイドラインにおいては、本人への支援は自己決定の尊重に基づく行動すること、事業者に対する障害者の意思決定の支援に配慮すること等が記載されており、平成29年3月には、法の規定を受け厚生労働省が作成しました。これらは事業所職員がサービス提供を行う上で重要な事項と考えられることから、事業所職員における研修等においてガイドラインの周知を図っているところです。障がいのある方が、自己的意思が適切に反映された生活を送ることができるよう引き続き周知に努めて参ります。	新規	障がい保健福祉課	
4 就労の確保と本八とのマッチング及び事業所の監督	自分がしたい仕事を安心して働けるようにしてほしい。	国では、ハローワークや障がい者就職支援センターにおいて、就職を希望する障がい者にに対し、障害の熊谷や適性、希望職種等について職業相談、職業紹介、職場適応指導などの支援を実施しています。県では、障がい者雇用について、国や市町村等と連携しながら、県内経済団体等への要請活動を行ったり、広域振興局等に配置している就業支援員による事業所訪問の際に理解、協力を求めています。今後も労働局等と連携して、国の制度等の周知による雇用促進の働きかけや環境改善の普及に努めています。	新規	雇用対策・労働室	

団体名	意見要望			担当室課 新規 継続 の別
	NO	事項	内容	
5 JRによる近距離移動の確保	JR料金を距離に関係なく障がい者割引を使用するようにしてほしい。	JR料金を距離に関係なく障がい者割引を設置し、関係団体・機関の協力を得て、岩手県障がい者社会参加推進センターを設置して、地域における障がい者の自立と社会参加を促進してまいります。	県では、岩手県障がい者社会参加推進センターを設置し、関係団体・機関の協力を得て、岩手県障がい者社会参加推進センターを設置して、地域における障がい者の自立と社会参加を促進してまいります。	新規 障がい保健福祉課
6 本人活動の支援	もっと仲間と交流できるように本人活動を支援してほしい。	災害にあつたとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けてほしい。	県では、各市町村に対し、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者一人ひとりの状態にあわせた個別計画を作成し、避難場所や避難経路を要支援者ご本人を含め、あらかじめ関係者が確認するよう求めています。	新規 障がい保健福祉課
7 災害時の障がい者の対応の充実	災害にあつたとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けてほしい。	就労継続支援A型事業に求められている生産活動の収入のみで利用者に最低賃金以上を支払うという要件は、「一般就労が困難な障がい者」を対象としないが、もともとこの「支援事業」としての側面が不十分で、自立支援給付が資金が不十分で、受生手帳等が申請されることがあります。加えて、県社会福祉協議会内に設置している共同受注センターや障がい者就労支援拠点センターとも連携し、商品開発や販路拡大の支援を通じて事業所の売上拡大にも取り組んでいるところです。	県では、A型事業所において、事業収益のみではなく障がい者の賃金を貯えられない状況などあります。県では、こうした事業所にむけ、経営改善計画書の提出を求めるとともに、計画に基づく経営改善を指導していくこととしております。また、岩手県社会福祉協議会内には、受生手帳等が申請されることがありますから、岩手県社会福祉協議会内に設置している共同受注センターや障がい者就労支援拠点センターとも連携し、商品開発や販路拡大の支援を通じて事業所の売上拡大にも取り組んでいるところです。	新規 障がい保健福祉課
20 岩手県精神保健福祉センター連絡会	昨年3月に厚労省が就労継続支援A型事業所に通知した「生産活動の収入のみで最低賃金以上を支払うこと」と「障がい者を支払うこと」との両面が、どちらよりも事業所の運営が困難になつていると聞いております。そこで岩手県における実態はどうなっているのか、また、その課題はどのようなのか。障がいのある人がニーズに基づいて安心して就労支援事業を利用できるよう、法改正、報酬改定の際に課題を明確にし、よき事業となるようになりたいと考えております。	就労継続支援A型事業に求められている生産活動の収入のみで利用者に最低賃金以上を支払うため、本来の「支援事業」としての側面が不十分で、自立支援給付が資金が不十分で、受生手帳等が申請されることがあります。加えて、県社会福祉協議会内に設置している共同受注センターや障がい者就労支援拠点センターとも連携し、商品開発や販路拡大の支援を通じて事業所の売上拡大にも取り組んでいるところです。	県では今年度、「岩手県アルコール健康障害対策推進協議会」の下に「医療体制部会」を設置し、地域におけるアルコール依存症の治療等の本筋の整備について検討することとしており、SBRTの普及といったアルコール健康障害に係る医療の質の向上についても、部会において委員の御意見をお聞きしながら検討したいと考えています。	新規 障がい保健福祉課
21 岩手県斯酒運合会	SBRTは一般医療機関などでアルコール依存症の疑い、節酒治療が必要と疑われる方を対象の治療法。	入院や通院治療中、病院では診察と治療プログラムを強めて落ち着いてしまうが、通院でからが大変です。誘惑が多すぎて一人では危険です。	アルコール依存症者の通院や自助グループへの参加等においては、職場における理解と必要があることから、「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール依存症が回復する病気であることを職場を含む社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解の促進に取り組みます。また、関係機関に対し、回復支援に役立つ社会資源についての情報を提供するとともに、相談者が適切な支援につながるよう自動グループ等を紹介します。	新規 障がい保健福祉課
2 行政・医療・断酒会との連携の必要性	本人は勿論、家族の方の参加が必要です。行政・医療の方の参加も必要です。	本人は勿論、家族の方の参加が必要です。行政・医療の方の参加も必要です。	県では「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール問題に関する取り組みの民間団体支援のため、保健所等の職員が地域において実施しているアルコール・ミーティング等を訪問し交渉を図ることとともに、必要な情報提供を行ふこととしています。また、アルコール健康障害を有する方の御家族から相談があつた場合、必要に応じて自動グループ等を紹介しています。	新規 障がい保健福祉課
3 断酒例会の参加	セミナー等の啓発活動を通して多くの方にアルコール依存症は誰でもなりうる病気だという怖さを知つて欲しい。	セミナー等の啓発活動を通して多くの方にアルコール依存症は誰でもなりうる病気だという怖さを知つて欲しい。	県では「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、依存症は誰もがなり得る疾患であることを周知するため、フォーラムの開催やフレットの配布等の啓発に取り組みます。	新規 障がい保健福祉課
4 セミナー等の開催				

団体名	意見要望		回答	新規 継続 の別	担当室課等
	NO	事項			
	5 酒害相談会開催地の整備	盛岡地区・県南地区での開催が望まれる。	県では今年度「岩手県アルコール健康障害対策推進協議会」の下に「相談支援体制部会」を設置し、地域においてアルコール健康障害に関する相談体制の整備について検討することとしており、酒害相談会開催地の増設についても、部会において委員の意見をお聞きしながら検討したいと考えています。	新規	障がない保健福祉課
22 やわいでいる子どもを守る会	1 成人先天性心疾患者への支援について	障害者手帳や障害年金の申請の様式が病原者の実態をつかみにくい内容であり、障害年金センターでの審査で打ち跡対象にあらわれている人の半数ほどが心臓病などの循環器疾患者という事実があります。医療の進歩により、成人を迎える先天性心疾患者について、小児期からの支援の継続と自立への支援をお願いしたい。	成人期における自立への支援につきましては、障がいの状況に応じ、各地域の障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業面と生活面の一的な支援を行っており、就業に関する相談支援・準備支援のほか職場や家庭の訪問を行い、職場走访に向けた支援も行っております。 なお、障害基礎年金打ち切りに因する報酬については、国は「かつては認定されていた事情を踏まえて、1件1件丁寧に対応するように努めたい」と述べておりますので、動向を注視してまいりたいと考えております。	新規	障がない保健福祉課
	2 入・通院時の患者・家族の宿泊施設について	先天性心疾患は、新生児・乳児の段階からの入院・手術が多く、病児の安定や母乳の確保などからも家族の付き添いは欠かすことができない。また、手術時に家族が病院近くで待機することが多いのにだが、広い県域を持つ岩手県では宿泊を余儀なくされることが多い。同様に、遠方からの通院も、朝早くからの診察・検査ために前泊をしなければならない場合もある。病気の不安に加え、経済的な負担、病児の兄弟姉妹への精神的な負担の軽減のためにも、低価格で宿泊できる施設の確保が必要である。	入院児童等家族宿泊施設の設置については、施設の整備費や用地の確保、運営費等の費用面の課題の他、運営主体をどこが担うのか、円滑な運営のための利用者のメンタルヘルスを含めた支援ボランティアの確保など、検討すべき課題は多いことを考えますので、現時点では極めて困難な状況ですが、今後も関係機関等と意見交換を行なうなど、そのあり方にについて検討してまいります。 今般の岩手医科大学の移転について、現在は大学附属病院の隣地に開設予定の宿泊施設に対し、患者家族を対象とした低価格料金の設定について協力の依頼を行ななど、実態の把握に努めるとともに患者家族の負担軽減に向けた取組について検討してまいります。 なお、盛岡市内にはNPO法人の運営する宿泊可能なアリーハウスが開設されていますので、この周知に努めています。	継続	子ども支援課
	3 安全・安心な教育環境の整備について	教室移動のための階段昇降が負担となり、息切れや疲労を伴う声は多く聞かれます。また、利尿剤服用者が多く水分補給が欠かせないへどから、夏の暑さ対策も必須である。全学校施設に教師・兒童生徒・保護者等が利用可能なエレベーター設備の設置、および保健室へのクーラー設置をお願いしたい。	学校生活を送る上で、安全・安心できる教育環境の整備は必要なことと考えております。市町村立の学校については、関連する情報を提供するとともに、県立学校については、関係部署と情報共有を図って参ります。	継続	学校教育課

団体名	NO	事項	意見要望		担当室課 の別
			内容	回答	
26 特定非営利活動法人「ひいてて脳外傷者の会」	1	高次脳機能障がい者地域支援体制整備事業について(予算措置の継続を)	日本脳外傷友の会が全国規模の運動の一つとして、「支離体制の地格差の解消」を訴えて参りました。	高次脳機能障がい者への支援はこれまででも地域の相談支援の中で行われていましたが、高次脳機能障がい者は「見えない障がい」と言われているように、当事者やその家族もその障がいに気づきにくく、支援者等の理解が十分でないことがあります。このため、地域における高次脳機能障がい者支援として、平成27年度から平成31年度までの計画で、障がい保健福祉圏域ごとに地域の支援拠点を設置し、体制整備と普及啓発に取り組んでいます。事業実施後は、地域の実情に合わせて既存の相談支援体制等において支援を継続しています。	新規 障がい保健福祉課
28 聽覚たんぽぽの会	1	医療機関の充実	平成26年、小児難聴の診療を担つていた盛岡市立病院の耳鼻科がなくなり、現在は岩手医大のみずかわ耳鼻咽喉科医院(北)が小児難聴のケアに対応していますが、マンパワーを含めた体制は十分ではありません。かつての市立病院の診療のように難聴が疑われた時点から、すべての難聴児・者が安心して利用できる専門医療機関の体制作りを望みます。	今年1月に矢巾町に移転開設しました県立教育センターに耳鼻科を新設したところであり、県内医療機関と連携し、難聴児支援に係る体制整備に努めて参ります。	新規 障がい保健福祉課
29 JPDnetについて	1	全ての保護者・当事者(グレーナンを含む)への発達障がい関連情報の継続的提供について	「いわてこども発達支援サポートブック」の更新・配布及びホームページの整備についてご検討ありがとうございます。	県では、今年度、「いわてこども発達支援サポートブック作成委員会」を設置し、年内にサポートブックの見直しを行うこととしています。見直し後のサポートブックの配付先についても、より多くの方に見ていただけるよう、県民会の意見を踏まえながら検討していきます。また、発達障がい者のホームページについては、内容を整理の上、関係機関と連携し、その周知に努めています。	新規 障がい保健福祉課
	2	教育についての要望	特別支援教育支援員の配置数を増やすとともに、学生の養成にも更に力を注いでいただきたい。	発達障がい児・者の方々への相談窓口の開設を望します。	新規 障がい保健福祉課
			個別の支援計画に保護者の要望も記入するとともに、保護者へ情報を開示していただこう、各市町村教育委員会へ指導していただきたい。	個別の教育支援計画の作成と活用については、県発達障害者支援センターをはじめ、各市町村等の支援窓口により実施しておりますが、限られた人員体制の中で、現状では、休日・夜間の相談窓口の開設は困難な状況にありますので、御理解を仰ぎます。	新規 学校教育課
			通級指導教室を小中高と継続して利用できるよう充実させていただきたい。	特別支援教育支援員については、今年度「幼・小・中・高等学校に680名程度が配置されており、昨年度に比べおよそ25人ほど多く配置しています。今後とも学校や地域の実状を踏まながら、適切な配置となるよう、進めていきます。	新規 学校教育課
			学校に行けない、教室で過ごせなくなったりすること、オンライン学習(出席扱い)などの選択肢作り、適応指導教室はどちらのこと、どちらが適切な対応や学校に対する研修において、登校が困難な児童生徒一人ひとりに対する適切な対応や学校の支援体制の充実が図られるよう、研修内容や方法を工夫しながら取組を進めていきたい。	県教育委員会においては、小学校、中学校における通級による指導の充実のため、担当者に対して、様々な研修を行っています。高等学校における通級による指導についても、取組が拡充し、充実が図られるよう検討を進めています。	新規 学校教育課

団体名	意見要望		回答	担当室課等
	NO	事項		
		集団での学習が困難で特別支援学校を利用する場合にも、進学の選択肢が狹まらないよう、同様の学習の機会を与えていただきたい。	特別支援学校の運営については、担任への研修や学校長との会議等において、児童生徒一人ひとりへの適切な指導や支援を推進するよう理解を図っております。今後とも様々な機会を通じて、働きかけていきます。	新規 学校教育課
		各団域ごとの進路に関するネットワーク会議を全ての中高の進路指導担当教員に案内いただき、参加できない場合でも、障がい者就労支援について(就労移行支援・A型・B型・一般就労などの選択肢や手続きの方法)の資料を共有していただきたい。	県教育委員会においては、各校種の教員に対して特別支援教育に関する研修を進めたり、就労支援に関する内容も必要に応じて、取り入れているところです。また、特別支援学校の教員が中心となり、各団域ごとに進路に関するネットワーク会議を行っており、地域の高等学校の教員にも参加してもらい、情報交換を進めています。	新規 学校教育課
		知的障がいのある子が地域で学べるよう空き教室や空いている公共施設を利用していくことや、支援学校卒業後も学べる専門学校や大学を作成いただきたい。	特別支援学校の設置については、児童生徒の動向や地域の実状などを十分に把握し、総合的に判断しながら進めたいと考えております。	新規 学校教育課
3 医療についての要望		発達障がい・沿岸センターを存続させていただきたい。	発達障がい・沿岸センターについては、沿岸被災地の発達障がい児・者の支援拠点機関となつておらず、被災地における支援の構築に向け、引き続き、安定的に活動していく必要があります。県では国に対し、財政支援を継続するよう要望していきます。	新規 保健福祉課
		作業療法などの早期療育の受け入れ先、対応窓口を増やしてください。	発達障がい児・者支援は、医療・保健・保育・教育等の関係機関が理解を深めることが重要であるとともに、医療関係者その他、保健・教育関係者等の対応力向上を図っています。今後も当該事業を通じ、早期療育の受け入れ先等の拡充を図って参ります。	新規 保健福祉課
4 就労についての要望		福祉就労から一般就労へステップアップできるようにし、新たな利用者を受け入れられるようにしていただきたい。 また、訓練できる仕事の幅を広げて欲しい。	福社就労から一般就労へステップアップできるようにし、新たな利用者を受け入れられるようにしていただきたい。 また、訓練できる仕事の幅を広げて欲しい。	新規 障がい・保健福祉課

